

議案第13号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い戸籍証明書等の広域交付等に係る手数料の額を定めるとともに、除籍の謄本等について電子情報処理組織による請求に対する郵送による交付に係る手数料を減額する必要があるによる。

福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1の項中「磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項の次に次のように加える。

1の2 戸籍法第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍証明書広域交付手数料	1通につき	450円
----------------------------------	--------------	-------	------

別表第1 2の項の次に次のように加える。

2の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円
---	---------------------	---------------------	------

合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	
---	--

別表第1 3の項中「磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に、

「 1 通につき 750円 」	を	「 1 通につき 750円 （電子情報処理組織による請求に係る交付であつて郵送によるものの場合にあつては、1 通につき700円） 」	に
-----------------	---	---	---

改め、同項の次に次のように加える。

3の2 戸籍法第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書の交付	除籍証明書広域交付手数料	1 通につき	750円
----------------------------------	--------------	--------	------

別表第1 4の項の次に次のように加える。

4の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定によ	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号につき	700円
--	---------------------	-------------------	------

り同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

別表第1 5の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表6の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「1件につき」を「又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき」に改め、同表9の2の項中

「 1 通につき 300円 」	を	「 1 通につき 300円 (電子情報処理組織による請求に係る交付であつて郵送によるものの場合にあつては、1通につき250円) 」	に
-----------------	---	--	---

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。